解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十七年十月三十一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月三日

徳島市幸町一丁目六番地

株式会社エディ商事

代表清算人　永沢　徹

解散公告

当社は、平成二十七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月三日

北九州市若松区大字大鳥居四六〇番地の四

有限会社さぬきうどん大鳥居

清算人　花田　正吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月三日

鹿児島市上荒田町七番七号

さつまの杜株式会社

代表清算人　道上　和良

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月三日

沖縄県名護市字伊差川二三二番地

株式会社ワンポイント・チェック

代表清算人　饒平名知勇

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年三月十四日開催の通常総会の決議により、平成二十七年七月二十三日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月三日

千葉県いすみ市佐室二三一番地

いすみ市佐室土地改良区

清算人代表　清宮　冨夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十月二十二日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月三日

東京都品川区戸越一丁目三番地一五号

宗教法人神習教開生支教会

清算人　小林　信子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市大鍬町一六六番地七、最後の住所秋田県由利本荘市石脇字田尻二八番地一二リバーシティ―1―二〇二

被相続人　亡　幾久亜弥子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日

秋田県由利本荘市本荘九三番地二階

相続財産管理人　弁護士　塚本　祐文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市下之城町二五八番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　荻野　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日

群馬県高崎市城山町一丁目二五番地二

相続財産管理人　中尾　千秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県幸手市香日向二丁目八八九番地四、最後の住所埼玉県幸手市香日向二丁目三番一三号

被相続人　亡　田川　明宣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーS・Tビル四〇三号はるか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　峯野　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区綾瀬三丁目一一六九番地、最後の住所東京都足立区中川四丁目二五番四号

被相続人　亡　湯浅　英雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日

事務所東京都中央区銀座一丁目一〇番三号

銀座ＤＴビル四階

相続財産管理人　弁護士　千葉　道則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区東久保町一一番、最後の住所横浜市西区東久保町一一番八号

被相続人　亡　石嶋　侑美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日

横浜市中区住吉町一丁目六番地ＭＰＳ関内四〇一

相続財産管理人　弁護士　松浦　光明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区上大川前通十一番町一八八一番地、最後の住所新潟市西区浦山二丁目一番五号　日星青山ビル三〇一号

被相続人　亡　加藤　邦昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日

事務所新潟市中央区美咲町一丁目八番一五号

相続財産管理人　弁護士　江幡　賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市麻生区下麻生一丁目五七九番地、最後の住所山梨県北杜市白州町白須五六三三番地

被相続人　亡　大谷　五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日

山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号甲府フロントビル九階三枝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三枝　重人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県伊那市高遠町長藤六三五番地、最後の住所長野県伊那市高遠町長藤六三五番地

被相続人　亡　廣瀬志げ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日

長野県伊那市中央四六一一―一トライアングルビル二階北

相続財産管理人　弁護士　黒田　信

第19期決算公告

平成27年12月3日

東京都中央区八重洲一丁目２番１号

エターナル・ファンディング・コーポレーション

日本における代表者　内山隆太郎

貸借対照表の要旨

（平成27年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	31,308,273
	資産合計	31,308,273
負債及び純資産の部	流動負債	24,557,088
	固定負債	6,700,024
	株主資本	51,160
	資本金	122
	利益剰余金	51,038
	（その他利益剰余金）	(51,038)
	負債・純資産合計	31,308,273

（注）当期純損失　19,473千円